

九州地方整備局（港湾空港関係）

**業務におけるプロポーザル方式及び
総合評価落札方式の評価項目と配点の考え方**

（建設コンサルタント等業務、測量・調査業務）

【令和 7 年 1 0 月版】

令和 7 年 1 0 月 1 日以降の公告案件より適用する。

令 和 7 年 9 月

国土交通省九州地方整備局
港 湾 空 港 部

〇はじめに

近年、ダンピング受注の発生等により公共工事と同様に調査・設計等の業務の品質確保に対する懸念が高まってきたため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を受けた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）」において「公共工事に係る調査・設計の品質確保に関しても価格と品質が総合的に優れた内容とすることが必要」と位置づけられた。

建設コンサルタント等業務、測量・調査業務（以下「業務」という。）については、主としてプロポーザル方式と価格競争の2つの調達方式で実施してきたところであるが、これらの背景を受け、平成20年度から総合評価落札方式の試行・導入を図ってきた。

平成21年3月に総合評価落札方式及びその導入を踏まえたプロポーザル方式の運用を定めた「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」が策定された。（令和5年12月一部改訂）

この策定を受け、九州地方整備局（港湾空港関連）が発注するプロポーザル方式及び総合評価落札方式の現状の運用について、考え方を取り纏めたものである。

今後、競争参加者等のご意見を伺いながら本資料の改善を行い、より良いプロポーザル方式並びに総合評価落札式の構築を目指して参りたい。

目 次

1. 総合評価方式の概要	1
2. 調達方式の種類と概要について	2
3. 手続きの実施手順について	3
4. 入札契約方式の選定について	7
5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の 審査・評価における配点の考え方について	8
6. プロポーザル方式における要件設定と審査について	10
7. 総合評価落札方式における要件設定と審査について	16
8. 設計共同体について	22
9. 企業に対する加点措置について	23
10. 履行体制確認型総合評価落札方式について	25
11. 総合評価落札方式における落札者決定方法について	28
12. その他の留意事項	30

1. 総合評価方式の概要

「総合評価方式」は、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する方式である。



総合評価方式の落札者の決定方法

【落札者の決定方法】

※予定価格以下で
最高の評価値を
獲得した者

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 ~ 1 : 3
(価格評価点 20 ~ 60 点 : 技術評価点 60 点)

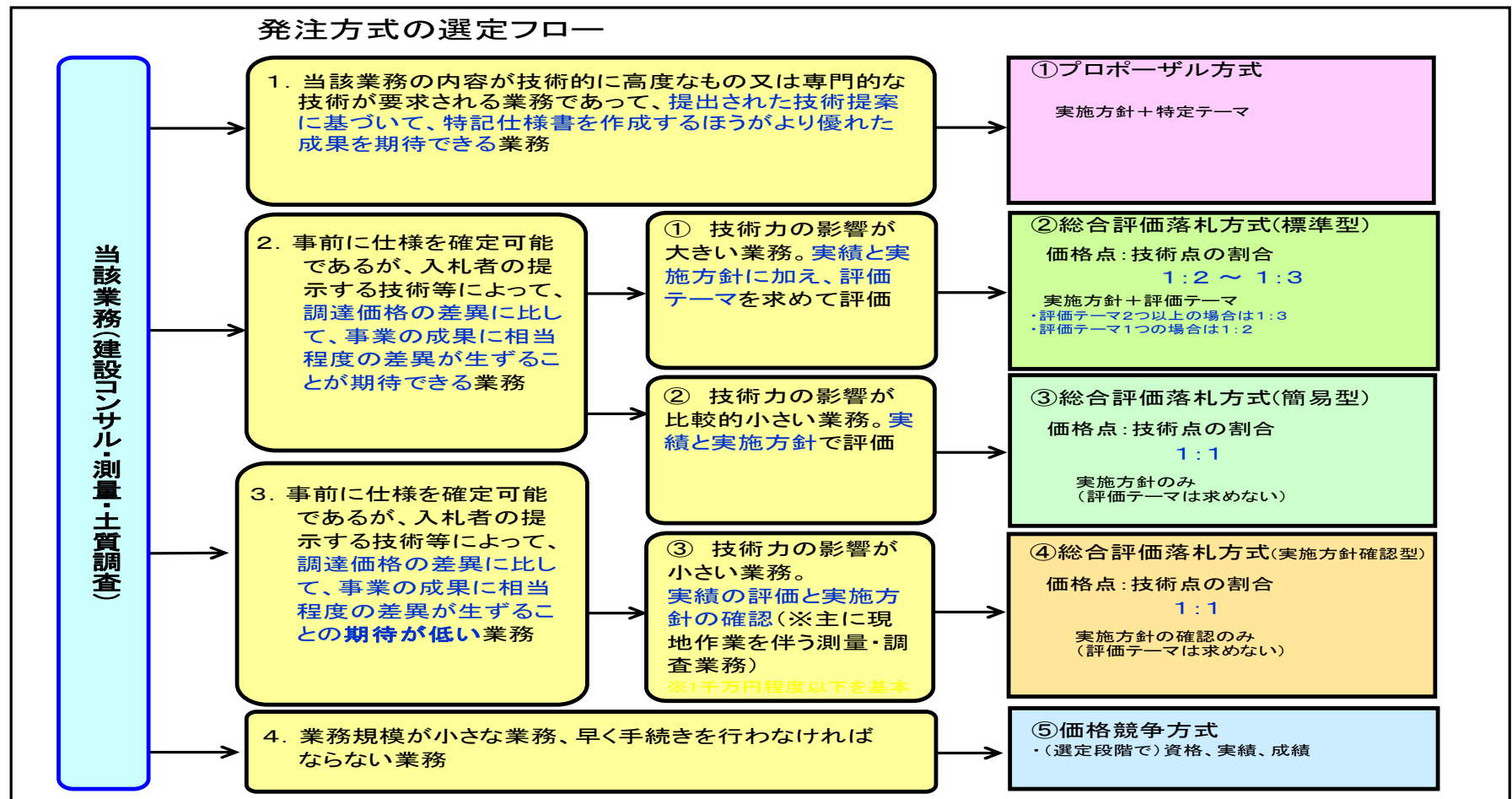
$$\text{価格評価点} = 20 \sim 60 \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$$

$$\text{技術評価点} = 60 \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}}{\text{技術評価の配点合計点}}$$

2. 調達方式の種類と概要について

調達方式の選定の考え方及び総合評価落札方式の評価テーマ数と（価格点：技術点）の割合の設定は、図1－1を基本とする。

（図1－1）

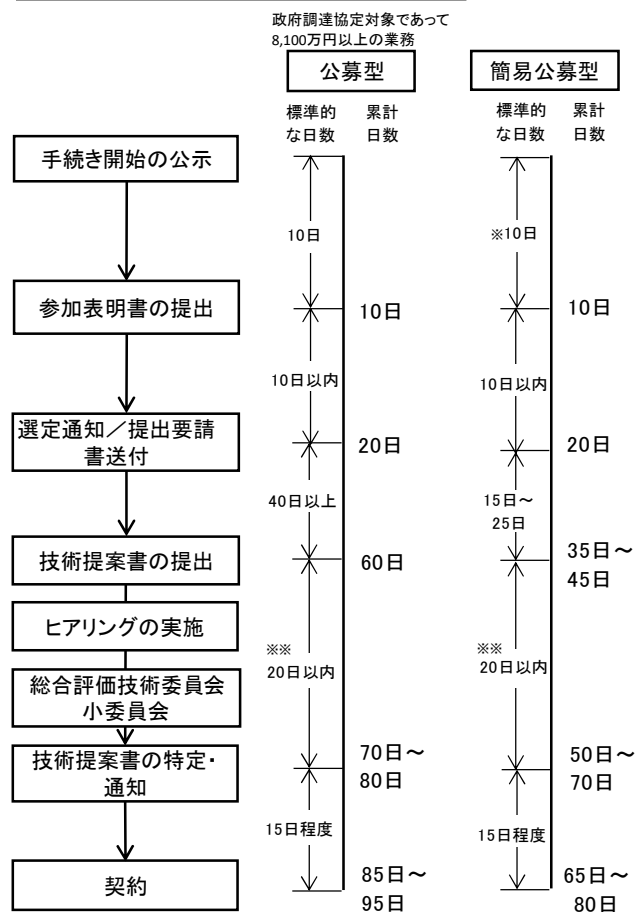


3. 手続きの実施手順について

(1) プロポーザル方式の実施手順

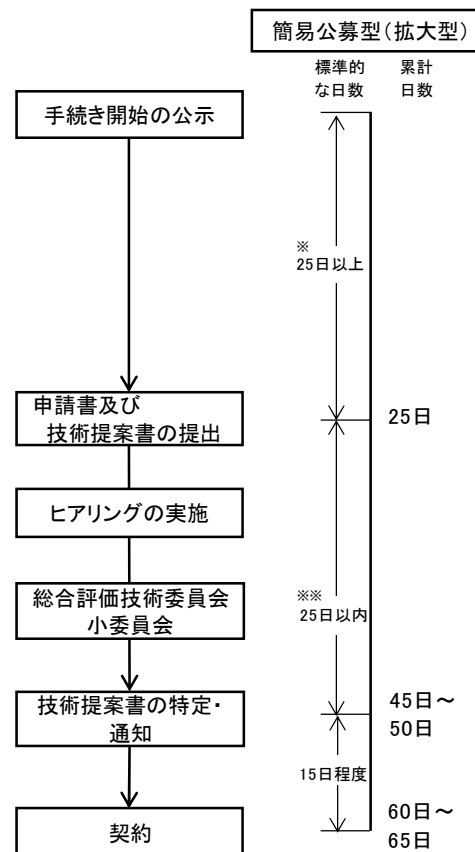
プロポーザル方式の標準的な実施手順は、以下のとおりとする。

公募型または簡易公募型 プロポーザル方式



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。
 ※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「15～20日」として取り扱った。
 ※※※上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式

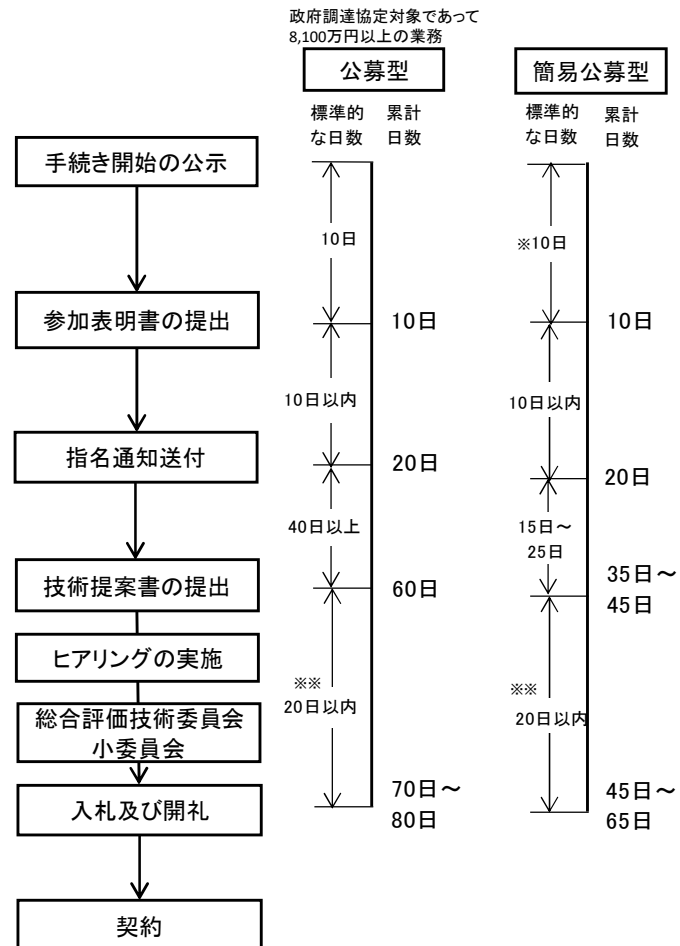


※評価テーマ数や求める技術提案の内容に応じ、適宜設定する。
 ※※累計日数の計算において「25日以内」は、便宜上「20～25日」として取り扱った。
 ※※※上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

(2) 総合評価落札方式（標準型）の実施手順

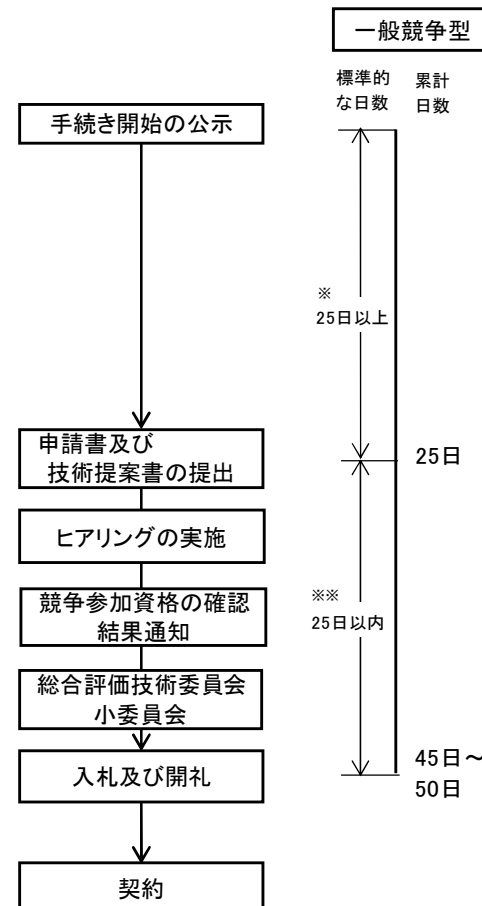
総合評価落札方式（標準型）の標準的な実施手順は、以下のとおりとする。

公募型または簡易公募型 総合評価落札方式（標準型）



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。
 ※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「10～20日」として取り扱った。
 ※※※上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

一般競争型 総合評価落札方式（標準型）

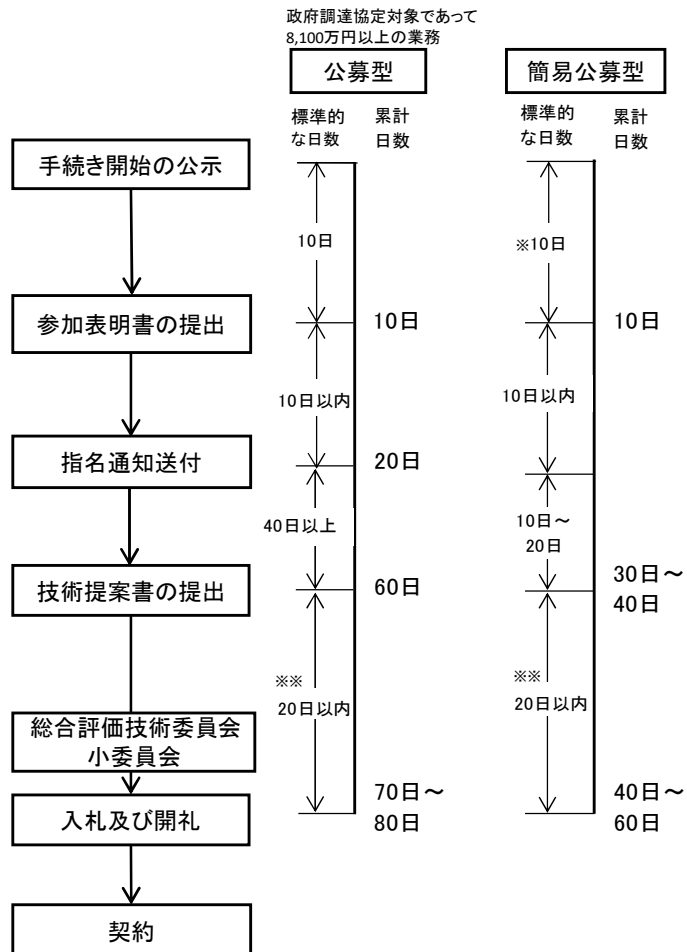


※評価テーマ数や求める技術提案の内容に応じ、適宜設定する。
 ※※累計日数の計算において「25日以内」は、便宜上「20～25日」として取り扱った。
 ※※※上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

(3) 総合評価落札方式（簡易型及び実施方針確認型）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型及び実施方針確認型）の標準的な実施手順は、以下のとおりとする。

公募型または簡易公募型 総合評価落札方式（簡易型及び実施方針確認型）

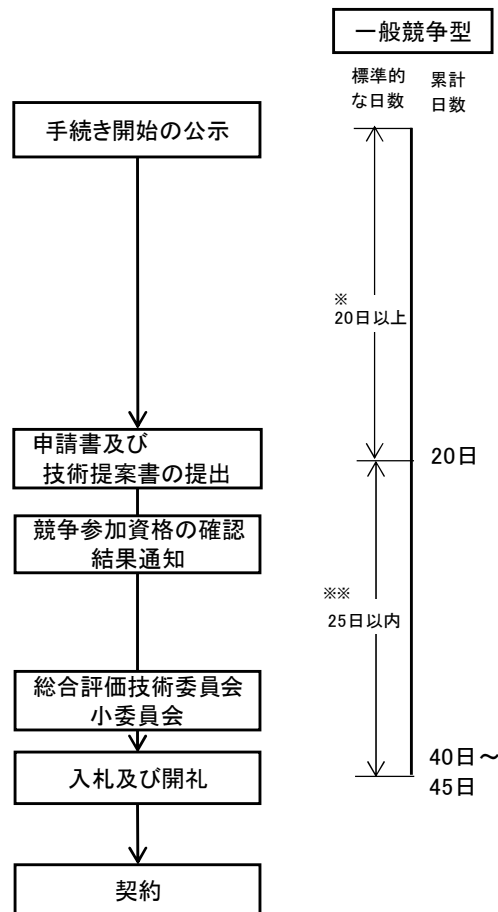


※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「10～20日」として取り扱った。

※※※上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

一般競争型 総合評価落札方式（簡易型及び実施方針確認型）



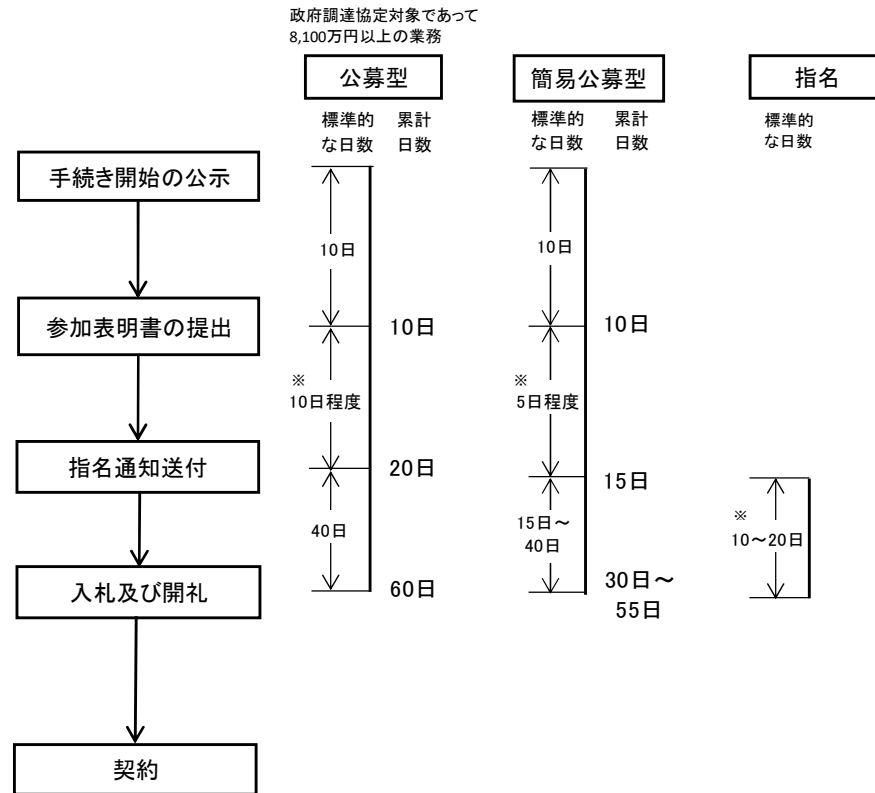
※評価テーマ数や求める技術提案の内容に応じ、適宜設定する。

※※累計日数の計算において「25日以内」は、便宜上「20～25日」として取り扱った。

※※※上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

(4) 価格競争入札方式の実施手順

価格競争入札方式の標準的な実施手順は、以下のとおりとする。



※上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含む。

※スケジュールの設定に当たっては、ゴールデンウィーク、夏期休暇及び年末年始休暇等を考慮し、適切に設定すること。

4. 入札契約方式の選定について

(1) 業務内容に応じた入札契約方式の選定

業務の発注方式の選定は、業務の内容に応じて（図 1－1）に基づいて「プロポーザル方式」、「総合評価落札方式」及び「価格競争方式」のいずれかを選定することを基本とする。

(2) 予定価格に応じた分類

業務規模等を踏まえた発注方式は、（図 3－1）のとおりとする。

I. プロポーザル方式

II. 総合評価落札方式(標準型、簡易型)

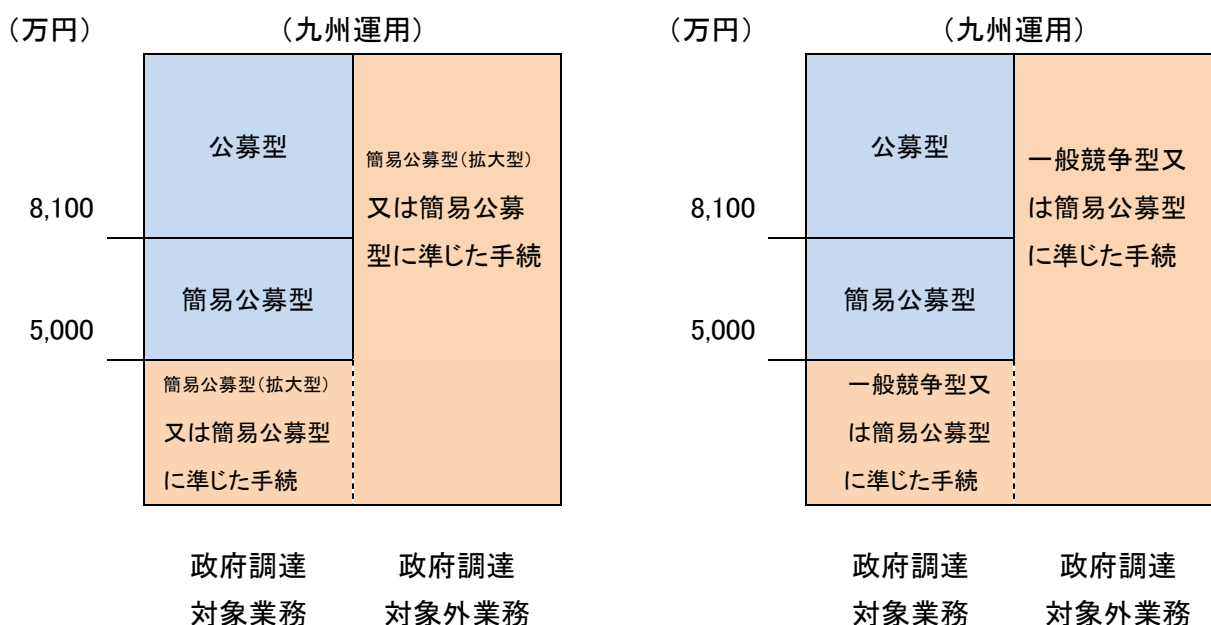


図 3－1

(3) 手続き方式に応じた選定業者数

選定業者数は（表 3－1）を基本とする。

表 3－1

手続き方式	業者選定方式	選定(指名)業者数	補足説明
プロポーザル方式	公募型	5者以上を選定	選定基準を満たすものが5者以下の場合には全て選定することを基本とする。 なお、評価順位が5位の者が複数存在する場合は、同評価の者を全て選定する。
	簡易公募型		
総合評価落札方式	公募型	原則、10者以上を指名	選定基準を満たす者を10者指名することを基本とする。 なお、評価順位が10位の者が複数存在する場合は、同評価の者を全て指名する。
	簡易公募型		

※一般競争型又は簡易公募型（拡大型）の場合は、要件を満たす全ての者を選定する。

5. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の審査・評価における配点の考え方は、以下のとおりとする。

(1) 配点の基本的考え方

- 参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」よりも「成績・表彰等」の配点割合を高くする。ただし、「成績・表彰等」を重視しすぎることにより企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。
- 参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- 実施方針、特定テーマ又は評価テーマに関する技術提案等を重視する。

(2) 選定・指名段階における配点

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「成績・表彰」及び予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰等」に対する評価のウェイトは、（表４－１）のとおりとする。

（表４－１） 選定・指名段階における配点ウェイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式共通）

評価項目	参加表明者（企業）		予定技術者	
	資格・実績等	成績・表彰	資格・実績等	成績・表彰等
評価のウェイト	10%	30%	20%	40%

(3) 特定・入札段階における配点

1) プロポーザル方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰等」及び「実施方針」「特定テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表4-2)のとおりとする。

(表4-2) プロポーザル方式の特定段階における配点ウェイト

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	資格・実績等	成績・表彰等	実施方針	特定テーマに対する技術提案
評価のウェイト	10%	15%	25%	50%

2) 総合評価落札方式

予定技術者の「資格・実績等」「成績・表彰等」及び「実施方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価のウェイトは、(表4-3)のとおりとする。

(表4-3) 総合評価落札方式の入札段階における配点ウェイト

評価項目		予定技術者		技術提案等	
		資格・実績等	成績・表彰等	実施方針	評価テーマに対する技術提案
評価のウェイト	1:3 の場合	10%	15%	25%	50%
	1:2 の場合	10%	25%	25%	40%
	1:1 の場合	20%	30%	50%	—

6. プロポーザル方式における要件設定と審査について

(1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務の遂行に必要な技術力等を検討し、(表5-1)に基づき適切に設定する。

(表5-1)

プロポーザル方式における参加資格・選定項目・特定項目の標準的な設定例

	要件	参加資格	選定項目	特定項目	補足・留意事項
基本要件	予決令及び会計令	◎	—	—	
	競争参加資格	◎	—	—	
	指名停止	◎	—	—	
企業	技術部門登録	—	◎	—	建設コンサルタント登録部門の有無
	業務実績	◎	◎	—	
	業務成績	—	◎	—	
	表彰の有無	—	◎	—	
	当該地整常駐技術者数	—	—	—	
	自己資本比率	—	—	—	
	瑕疵担保力	—	—	—	
	法令の遵守状況	—	—	—	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務等について、設定することができる
管理技術者 又は 技術指導者	技術者資格	◎	◎	◎	
	業務実績	◎	◎	◎	
	地域精通度	—	○	—	測量・調査業務の場合に設定する。
	業務成績	—	◎	◎	
	表彰等の有無	—	◎	◎	
	当該部門従事期間	—	—	—	
	手持ち業務量	—	—	—	
	CPDの取得状況	—	—	—	
担当技術者	技術者資格	—	—	○	担当技術者は、必要に応じ評価項目に設定する。(標準的には設定しない) 女性技術者評価試行業務については、担当技術者の業務実績を選定項目、評価項目に設定する。
	業務実績	—	—	○	
	地域精通度	—	—	—	
	業務成績	—	—	○	
	表彰等の有無	—	—	○	
	当該部門従事期間	—	—	—	
照査技術者	CPDの取得状況	—	—	—	照査技術者は、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に必要に応じ評価項目に設定する。
	技術者資格	○	—	○	
	業務実績	○	—	○	
	地域精通度	—	—	—	
	業務成績	—	—	○	
	表彰等の有無	—	—	○	
実施体制(再委託等)	当該部門従事期間	—	—	—	
	CPDの取得状況	—	—	—	
実施方針		◎	◎	—	
特定テーマに対する提案		—	—	◎	ヒアリング結果を反映させる。
参考見積(業務コストの妥当性)		—	—	◎	ヒアリング結果を反映させる。

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

(2) 評価項目毎の評価の着眼点の判断基準と配点について

評価項目毎の着眼点の判断基準と配点について、標準的な考え方を(表5-2-1~6)に示す。

(表5-2-1) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式(選定段階での技術評価)

【参加表明者の経験及び能力】

評価項目		評価の着眼点			配点	
		判断基準			建設コンサルタント等業務	測量・調査業務
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等※設計共同体の場合は、代表者の登録状況を評価の対象とする。	◎ 下記の順位で評価する。 ① ○○部門の建設コンサルタント登録が有る機関。 または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 上記に該当しない場合は加算しない。	①5	—
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 ※再委託による業務については実績として認めない。 ※発注機関については、制限しない。	◎ 平成○○年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績、又は過去に○○に関する研究実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 業務実績が無い場合は選定しない。 【参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員に当該業務で実施を予定している分担業務について、平成○○年度以降に実施した業務の実績が無い場合は選定しない。】	①5 ②3	①10 ②6
	成績・表彰	成果の確実性	過去3年間の業務成績 ※設計共同体の場合は、各構成員の業務成績の評価点の平均点。	◎ 全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の令和○○年度から令和○○年度内に完了した○○業務の平均請負業務成績評定点を下記の順位で評価する。 【○○業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	①20 ②別表一に記載 ③0	①20 ②別表一に記載 ③0
	業務実施体制	業務の分担	過去3年間の業務の優良業務表彰の有無 ※設計共同体の場合は、各構成員の評価(配点の加算合計)平均点	◎ 九州地方整備局(港湾空港関係)における○○業務の優良業務表彰の実績(表彰を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【○○業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①局長表彰(優良施工) ②事務所長表彰(優良施工)	①10 ②6	①10 ②6
				◎ 下記項目の要件を満たさない場合は選定しない ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合でないこと ※設計共同体による業務を実施する場合 ・業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと ・一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと ・代表者が管理技術者を配置すること ・各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること	—	—

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

(表5-2-2)評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式(選定段階での技術評価)

【配置予定技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点					配点		
	判断基準					建設コンサルタント等業務	測量・調査業務(精通度有)	測量・調査業務(精通度無)
配置予定管理技術者又は技術指導者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容		【ケース1】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が有る場合) 下記の順位で評価する。 ①下記のいずれかを有する ・技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門)に加え国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ・博士(工学、理学、学術)に加え国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ②下記の資格のいずれかを有する ・技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ・国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ③国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格以外) ④上記以外の資格 ⑤資格なしの場合は選定しない	①10 ②8 ③6 ④4	①5 ②4 ③3 ④2	①10 ②8 ③6 ④4
				◎	【ケース2】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が無い場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の資格 ④資格なしの場合は、選定しない	①10 ②6 ③4	①5 ②3 ③2	①10 ②6 ③4
					【ケース3】(国土交通省登録資格が対象とする業務区分がない場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ②上記以外の資格 ③資格なしの場合は、選定しない	①10 ②6	①5 ②3	①10 ②6
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎	平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【再委託による業務について実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】 【発注機関については、制限しない。】	①10 ②6	①10 ②6	①10 ②6
成績・表彰等	情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該港(空港)周辺での業務実績の有無	○	平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務の実績を下記の順位で評価する。 ①当該港での実績 - 当該空港での実績 ②当該県内の港湾での実績 - 管内の空港での実績 【現地調査を伴う測量・調査業務で設定する。】	—	①5 ②3	—
		専門技術力	過去3年間の業務成績	◎	全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の令和〇〇年度から令和〇〇年度内に完了し、管理技術者として従事した業務の技術者評定点の平均点(ただし、管理技術者として従事した業務の技術者評定点の実績がない場合は、担当技術者として従事した業務の技術者評定点)を下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	①30 ②別表一1に記載 ③0	①30 ②別表一1に記載 ③0	①30 ②別表一1に記載 ③0
			過去3年間の業務の表彰等の有無	◎	九州地方整備局(港湾空港関係)における以下の表彰又は感謝状の実績(表彰又は感謝状を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①・優秀技術者表彰の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の局長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞 ②・優秀技術者表彰の事務所長表彰 ・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の局長表彰(優良施工) ・九州地方整備局管内での災害協定等(港湾空港関係)に基づき、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の災害復旧等功労業者(業務部門)の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の事務所長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞 ③・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の事務所長表彰(優良施工) ・九州地方整備局管内での災害協定等(港湾空港関係)に基づき、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の災害活動に対する感謝状	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

(表5-2-3) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式(特定段階での技術評価)

【配置予定技術者の経験及び能力】

評価項目		評価の着眼点				配点
		判断基準				
配置 予 定 管 理 技 術 者 又 は 技 術 指 導 者 の 経 験 及 び 能 力	資 格 ・ 実 績 等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	【ケース1】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が有る場合) 下記の順位で評価する。 ①下記のいずれかを有する ・技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門)に加え国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ・博士(工学、理学、学術)に加え国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ②下記の資格のいずれかを有する ・技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ・国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ③国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格以外) ④上記以外の資格 ⑤資格なしの場合は特定しない	①5 ②4 ③3 ④2
					◎ 【ケース2】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が無い場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学、理学、学術) ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の資格 ④資格なしの場合は、特定しない	①5 ②3 ③2
					【ケース3】(国土交通省登録資格が対象とする業務区分がない場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) 博士(工学、理学、学術) ②上記以外の資格 ③資格なしの場合は、特定しない	①5 ②3
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎ 平成〇〇年度以降公示日まで完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は特定しない。 【再委託による業務について実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】 【発注機関については、制限しない】	①5 ②3
	成績・表彰等	専門技術力	業務執行技術力	過去3年間の業務成績	◎ 全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の令和〇〇年度から令和〇〇年度内に完了し、管理技術者として従事した業務の技術者評定点の平均点(ただし、管理技術者として従事した業務の技術者評定点の実績がない場合は、担当技術者として従事した業務の技術者評定点)を下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は特定しない	①10 ②別表一に記載 ③0
過去3年間の業務の表彰等の有無				◎ 九州地方整備局(港湾空港関係)における以下の表彰又は感謝状の実績(表彰又は感謝状を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①・優秀技術者表彰の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の局長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞 ②・優秀技術者表彰の事務所長表彰 ・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の局長表彰(優良施工) ・九州地方整備局での災害協定等(港湾空港関係)に基づき、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の災害復旧等功労業者(業務部門)の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の事務所長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞 ③・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の事務所長表彰(優良施工) ・九州地方整備局管内での災害協定等(港湾空港関係)に基づき、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の災害活動に対する感謝状	①5 ②3 ③2	
WLB等を推進する企業等					◎ 次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ①WLB等を推進する企業等の認定を受けている ②WLB等を推進する企業等の認定を受けていない	①0.5 ②0

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

別表－１

(満点)30点の場合		(満点)20点の場合		(満点)10点の場合	
成績点	評価点	成績点	評価点	成績点	評価点
79	28	79	19	79	9
78	26	78	17	78	9
77	24	77	16	77	8
76	22	76	15	76	7
75	20	75	13	75	7
74	18	74	12	74	6
73	16	73	11	73	5
72	14	72	9	72	5
71	12	71	8	71	4
70	10	70	7	70	3
69	8	69	5	69	3
68	6	68	4	68	2
67	4	67	3	67	1
66	2	66	2	66	1
65	1	65	1	65	1

(表5－2－4)評価項目毎の着眼点(判断基準)

プロポーザル方式(特定段階での技術評価)

【実施方針・特定テーマ】

評価項目	評価の着眼点			配点	
	判断基準			1テーマ	2テーマ
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎	業務の実施方針の記述について、当該業務の目的、検討条件、実施内容に関する理解度が高い場合に優位に評価する。	10	10
		◎	業務の実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	5
	実施手順	◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	5
		◎	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5	5
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	◎	50	25
			◎		
		実現性	◎		
			◎		
	特定テーマ2	的確性	○	－	25
			○		
		実現性	○		
			○		

※実施方針・特定テーマの評価は、評価の着眼点毎に6段階評価を基本とする。

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「－」:原則設定しない

プロポーザル方式の特定テーマ数は、1テーマを標準とする。ただし、複数の技術提案を求める必要がある場合は、2テーマ以上としても良い。

注)・実施方針・実施フロー・工程表の記述量は、A4用紙 1枚以内とする。

- ・その他の仕様書(案)等)に示される業務内容に対する代替案、指摘等は別様式とし、記述量は、A4用紙 1枚以内とする。
- ・特定テーマに対する技術提案の記述量は、提案内容を裏付ける根拠(実績等)に関する記述も含めて、1テーマにつき A4用紙 1枚以内とする。
- ・文字サイズは10ポイント以上とし、文字数は55字/行以内、行数は60行以内とする。
また、上下左右の余白は15mm以上とする。

(3) その他の留意事項

1) 地域要件の設定について

測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度を評価する。

2) ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目としないが、ヒアリングにおいて説明が曖昧又は説明がない場合は、該当する「評価の着目点」を評価しないこととする等、技術提案内容の確認結果を、「実施方針等」及び「特定テーマ」の評価に反映させる。

なお、技術提案書提出者側の出席者は、配置予定管理技術者又は技術指導者とし、発注者側の出席者は、担当課長等の3名以上とする。

3) 非特定となる場合について

業務成果の品質確保のため、個別の評価項目に設定する非特定要件に加えて下記の場合も非特定とする。

- ・「業務理解度」と「実施手順」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。
- ・「特定テーマに対する技術提案」の評価の合計が満点の6割未満の場合は特定しない。

4) 配置予定技術者の評価について

40歳未満の若手技術者を配置予定管理技術者として配置し、配置予定管理技術者を定期的に指導するための技術指導者を配置する場合は、技術者の経験及び能力（技術者資格、業務実績、成績、表彰等及び地域精通度）は全て技術指導者の実績等を評価する。

5) 簡易公募型（拡大型）の試行について

従来「簡易公募型プロポーザル方式」で実施していた業務については、原則として全ての業務において、参加者の選定を行わない「簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式」で実施する業務を試行する。

7. 総合評価落札方式における要件設定と審査について

(1) 参加資格要件及び評価項目の設定について

参加資格要件及び評価項目については、業務内容、業務の遂行に必要な技術力等を検討し、(表6-1)に基づき適切に設定する。

(表6-1)

総合評価落札方式における参加資格・選定項目・評価項目の標準的な設定例

	要件	参加資格	選定項目	評価項目	補足・留意事項
基本要件	予法令及び会計令	◎	—	—	
	競争参加資格	◎	—	—	
	指名停止	◎	—	—	
企業	技術部門登録	—	◎	—	建設コンサルタント登録部門の有無
	業務実績	◎	◎	—	
	地域貢献度	—	◎	—	災害協定等の締結及び活動実績、訓練実績
	業務成績	—	◎	—	
	表彰の有無	—	◎	—	
	当該地整常駐技術者数	—	—	—	
	自己資本比率	—	—	—	
	瑕疵担保力	—	—	—	
	法令の遵守状況	—	—	—	
	中立・公平性	○	—	—	他業務や他工事に影響のある情報を扱う業務等について、設定することができる
管理技術者 又は 技術指導者	技術者資格	◎	◎	◎	
	業務実績	◎	◎	◎	
	地域精通度	—	○	—	測量・調査業務の場合に設定する
	業務成績	—	◎	◎	
	表彰等の有無	—	◎	◎	
	当該部門従事期間	—	—	—	
	手持ち業務量	—	—	○	測量・調査業務の場合に設定する。
担当技術者	CPDの取得状況	—	—	—	
	技術者資格	—	—	○	担当技術者は、必要に応じ評価項目に設定する。(標準的には設定しない) 女性技術者評価試行業務については、担当技術者の業務実績を選定項目、評価項目に設定する。
	業務実績	—	○	○	
	地域精通度	—	—	—	
	業務成績	—	—	○	
	表彰等の有無	—	—	○	
	当該部門従事期間	—	—	—	
	CPDの取得状況	—	—	—	
照査技術者	技術者資格	○	—	○	照査技術者は、照査技術者の配置を義務づける業務を対象に必要な応じて評価項目に設定する。
	業務実績	○	—	○	
	地域精通度	—	—	—	
	業務成績	—	—	○	
	表彰等の有無	—	—	○	
	当該部門従事期間	—	—	—	
実施体制(再委託等)	CPDの取得状況	—	—	—	
		◎	◎	—	
実施方針		—	—	◎	※標準型のみヒアリング結果を反映させる。
評価テーマに対する提案		—	—	◎	※標準型のみ設定 ヒアリング結果を反映させる。

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

(2) 評価項目毎の評価の着眼点(判断基準)について

評価項目毎の着眼点の判断基準と配点について、標準的な考え方を(表6-2-1~4)に示す。

(表6-2-1) 評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(選定段階での技術評価)

【参加表明者の経験及び能力】

評価項目		評価の着眼点				配点	
		判断基準				建設コンサルタント等業務	測量・調査業務
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等※設計共同体の場合は、代表者の登録状況を評価の対象とする。	◎	下記の順位で評価する。 ① ○○部門の建設コンサルタント登録が有る機関。 または、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 上記に該当しない場合は加算しない。	①3	—
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容 ※再委託による業務については実績として認めない。 ※発注機関については、制限しない。	◎	平成○○年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に○○○○に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者に上記①、②の実績が無い場合、又は、その他の構成員に当該業務で実施を予定している分担業務について、平成○○年度以降に実施した業務の実績が無い場合は選定しない。】	①5 ②3	①8 ②5
	地域貢献度	災害協定等の締結及び活動実績、訓練実績	管内における災害協定等の締結の有無又は協定に基づく前年度又は当該年度における活動実績、訓練実績	◎	管内における災害協定等の締結の有無又は協定に基づく前年度又は当該年度における活動実績、訓練実績を下記の順位で評価する。 ①管内での災害協定等(港湾関係)に基づく活動実績又は訓練実績がある。 ②管内での災害協定等(港湾関係)を締結している。 【設計共同体の場合は、代表者又は構成員のいずれか1者が、災害協定等の締結又は活動実績、訓練実績があれば評価(加算)する。】	①2 ②1	①2 ②1
	成績・表彰	専門技術力	過去3年間の業務成績 ※設計共同体の場合は、各構成員の業務成績の評価点の平均点。	◎	全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の令和○○年度から令和○○年度内に完了した○○業務の平均請負業務成績評定点を下記の順位で評価する。 【○○業務: 測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	①20 ②別表1に記載 ③0	①20 ②別表1に記載 ③0
			過去3年間の業務の優良業務表彰の有無 ※設計共同体の場合は、各構成員の評価(配点の加算合計)平均点	◎	九州地方整備局(港湾空港関係)における○○業務の優良業務表彰の実績(表彰を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【○○業務: 測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①局長表彰(優良施工) ②事務所長表彰(優良施工)	①10 ②6	①10 ②6
	業務実施体制	業務の分担		◎	下記項目の要件を満たさない場合は選定しない ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合でないこと ※設計共同体による業務を実施する場合 ・業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと ・一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと ・代表者が管理技術者を配置すること ・各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上に担当技術者を配置すること	—	—

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

(表6-2-2)評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(選定段階での技術評価)

【配置予定技術者の経験及び能力】

評価項目	評価の着眼点				配点				
	判断基準				建設コンサルタント等業務	測量・調査業務(精通度有)	測量・調査業務(精通度無)	女性技術者評価型(精通度有)	女性技術者評価型(精通度無)
管理技術者又は技術指導者	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	【ケース1】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が有る場合) 下記の順位で評価する。 ①下記のいずれかを有する ・技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門)に加え国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ・博士(工学、理学、学術)に加え国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ②下記の資格のいずれかを有する ・技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ・国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ③国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格以外) ④上記以外の資格 ⑤資格なしの場合は選定しない ◎ 【ケース2】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が無い場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の資格 ④資格なしの場合は、選定しない 【ケース3】(国土交通省登録資格が対象とする業務区分がない場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ②上記以外の資格 ③資格なしの場合は、選定しない	①10 ②8 ③6 ④4	①5 ②4 ③3 ④2	①10 ②8 ③6 ④4	①5 ②4 ③3 ④2	①10 ②8 ③6 ④4
		専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎ 平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【再委託による業務について実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】 【発注機関については、制限しない。】	①10 ②6 ③4	①5 ②3 ③2	①10 ②6 ③4	①5 ②3 ③2	①10 ②6 ③4
		情報収集力	過去10年間の当該港(空港)周辺での業務実績の有無	○ 平成〇〇年度以降公示日までに完了した業務の実績を下記の順位で評価する。 ①当該港での実績 当該空港での実績 ②当該県内の港湾での実績 管内の空港での実績 【現地調査を伴う測量・調査業務で設定する。】	—	①5 ②3	—	①5 ②3	—
	成績・表彰等	専門技術力	過去3年間の業務成績	◎ 全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の令和〇〇年度から令和〇〇年度内に完了し、管理技術者として従事した業務の技術者評定点の平均点(ただし、管理技術者として従事した業務の技術者評定点の実績がない場合は、担当技術者として従事した業務の技術者評定点)を下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	①30 ②別表一1に記載 ③0	①30 ②別表一1に記載 ③0	①30 ②別表一1に記載 ③0	①30 ②別表一1に記載 ③0	①30 ②別表一1に記載 ③0
		専門技術力	過去3年間の業務の表彰等の有無	◎ 九州地方整備局(港湾空港関係)における以下の表彰又は感謝状の実績(表彰又は感謝状を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①・優秀技術者表彰の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の局長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞 ②・優秀技術者表彰の事務所長表彰 ・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の局長表彰(優良施工) ・九州地方整備局管内での災害協定等(港湾空港関係)に基づき、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の災害復旧等功労業者(業務部門)の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の事務所長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞 ③・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の事務所長表彰(優良施工) ・九州地方整備局管内での災害協定等(港湾空港関係)に基づき、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の災害活動に対する感謝状	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4
担当技術者	実績等	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎ 平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①女性技術者で、同種業務の実績がある。 ②女性技術者で、類似業務の実績がある。 【再委託による業務について実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】	—	—	—	①5 ②3	①5 ②3

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

(表6-2-3)評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(入札段階での技術評価)

【配置予定管理技術者の経験及び能力】

評価項目				評価の着眼点		配点							
				判断基準		チャレンジ型 1:1 ※測量・調査業務	チャレンジ型 1:1 ※建設コンサルタント等業務	簡易型、実施方針確認型 1:1	女性技術者評価型 1:1	簡易型、実施方針確認型 (手持ち業務重評価) 1:1	標準型 1:2	標準型 (手持ち業務重評価) 1:2	標準型 1:3
管理技術者又は技術指導者	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	【ケース1】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が有る場合) 下記の順位で評価する。 ①下記のいずれかを有する ・技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門)に加え国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ・博士(工学、理学、学術)に加え国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ②下記の資格のいずれかを有する ・技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ・国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格) ③国土交通省登録技術者資格(特定の分野に特化した資格以外) ④上記以外の資格 ⑤資格なしの場合は選定しない	①10 ②8 ③6 ④4	①10 ②8 ③6 ④4	①10 ②8 ③6 ④4	①10 ②8 ③6 ④4	①10 ②8 ③6 ④4	①5 ②4 ③3 ④2	①5 ②4 ③3 ④2	①5 ②4 ③3 ④2	
			◎	【ケース2】(国土交通省登録技術者資格のうち特定の分野に特化した資格が無い場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の資格 ④資格なしの場合は、選定しない	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4	①10 ②6 ③4	①5 ②3 ③2	①5 ②3 ③2	①5 ②3 ③2		
			◎	【ケース3】(国土交通省登録資格が対象とする業務区分がない場合) 下記の順位で評価する。 ①技術士(総合技術管理部門(業務に該当する選択科目)又は建設部門又は業務に該当する部門) ・博士(工学、理学、学術) ②上記以外の資格 ③資格なしの場合は、選定しない	①10 ②6	①10 ②6	①10 ②6	①10 ②6	①10 ②6	①5 ②3	①5 ②3	①5 ②3	
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は選定しない。 【再委託による業務について実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】 【発注機関については、制限しない。】	—	①10 ②6	①10 ②6	①5 ②3	①10 ②6	①5 ②3	①5 ②3	①5 ②3	
成績・表彰等	専門技術力	業務執行技術力	過去3年間の業務成績	全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局(いずれも港湾空港関係)の令和〇〇年度から令和〇〇年度内に完了し、管理技術者として従事した業務の技術者評定点の平均点(ただし、管理技術者として従事した業務の技術者評定点の実績がない場合は、担当技術者として従事した業務の技術者評定点)を下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①80点以上 ②65点以上80点未満 ③60点以上65点未満、又は実績がない場合 なお、60点未満は選定しない	—	—	①25 ②別表-2に記載 ③0	①25 ②別表-2に記載 ③0	①15 ②別表-2に記載 ③0	①20 ②別表-2に記載 ③0	①10 ②別表-2に記載 ③0	①10 ②別表-2に記載 ③0	
		◎	過去3年間の業務の表彰等の有無	九州地方整備局(港湾空港関係)における以下の表彰又は感謝状の実績(表彰又は感謝状を受けた日の翌日から3年以内)について、下記の順位で評価する。 【〇〇業務:測量・調査業務又は建設コンサルタント等業務】 ①・優秀技術者表彰の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の局長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞 ②・優秀技術者表彰の事務所長表彰 ・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の局長表彰(優良施工) ・九州地方整備局管内での災害協定等(港湾空港関係)に基づき、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の災害復旧等功労業者(業務部門)の局長表彰 ・若手優秀技術者(業務部門)の事務所長表彰 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞 ③・管理技術者として従事した業務の優良業務表彰の事務所長表彰(優良施工) ・九州地方整備局管内での災害協定等(港湾空港関係)に基づき、管理技術者又は担当技術者として従事した業務の災害活動に対する感謝状	—	—	①5 ②3 ③2	①5 ②3 ③2	①5 ②3 ③2	①5 ②3 ③2	①5 ②3 ③2	①5 ②3 ③2	
	専任性	手持ち業務金額及び件数	公示日現在の手持ち業務金額及び件数を以下の順位で評価する。 ①全ての手持ち業務の契約金額の合計が7千万円未満かつ契約件数が2件未満 ②全ての手持ち業務の契約金額の合計が7千万円以上2億円未満かつ契約件数が5件未満、または、2億円未満かつ2件以上5件未満 ③全ての手持ち業務の契約金額の合計が2億円以上または契約件数が5件以上	①10 ②6 ③0	—	—	—	—	①10 ②6 ③0	—	①10 ②6 ③0	—	
担当技術者	実績等	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	平成〇〇年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①女性技術者で、同種業務の実績がある。 ②女性技術者で、類似業務の実績がある。 【再委託による業務について実績として認めない。】 【管理技術者若しくは担当技術者として従事したものに限る(照査技術者として従事したものは認めない)】 【発注機関については、制限しない】	—	—	—	①5 ②3	—	—	—	
賃上げの実施を表明した企業等				◎	令和〇年4月以降に開始する最初の事業年度または令和〇年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人あたりの平均受給額または給与総額を3%以上(大企業)または1.5%以上(中小企業等)増加させる旨、従業員に表明しているか 下記の順位で評価する。 ①賃上げ計画の表明あり ②賃上げ計画の表明なし	①6 ②0	①6 ②0	①6 ②0	①6 ②0	①6 ②0	①6 ②0	①6 ②0	
WLB等を推進する企業等				◎	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるばし・えるばし認定企業) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ①賃上げ計画の表明あり ②賃上げ計画の表明なし	①0.5 ②0	①0.5 ②0	①0.5 ②0	①0.5 ②0	①0.5 ②0	①0.5 ②0	①0.5 ②0	

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

別表－2

(満点)25点の場合		(満点)20点の場合		(満点)15点の場合		(満点)10点の場合	
成績点	評価点	成績点	評価点	成績点	評価点	成績点	評価点
79	23	79	19	79	14	79	9
78	22	78	17	78	13	78	9
77	20	77	16	77	12	77	8
76	18	76	15	76	11	76	7
75	17	75	13	75	10	75	7
74	15	74	12	74	9	74	6
73	13	73	11	73	8	73	5
72	12	72	9	72	7	72	5
71	10	71	8	71	6	71	4
70	8	70	7	70	5	70	3
69	7	69	5	69	4	69	3
68	5	68	4	68	3	68	2
67	3	67	3	67	2	67	1
66	2	66	2	66	1	66	1
65	1	65	1	65	1	65	1

(表6－2－4)評価項目毎の着眼点(判断基準)

総合評価落札方式(入札段階での技術評価)

【実施方針・評価テーマ】

評価項目	評価の着眼点			配点			
	判断基準			チャレンジ型 1:1	簡易型 1:1	標準型 1:2	標準型 1:3
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	◎	業務の実施方針の記述について、当該業務の目的、検討条件、実施内容に関する理解度が高い場合に優位に評価する。	48	30	15	15
	実施手順	◎	業務の実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	16	10	5	5
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	16	10	5	5
	その他	○	重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	—	—	—	—
評価テーマに対する技術提案	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	—	—	40	25
			◎ 着眼点、問題点等が適切かつ論理的に整理されている場合に優位に評価する。				
		実現性	◎ 着眼点、問題点等に対する解決方法等の具体的な記述があり、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。				
			◎ 提案内容を裏付ける根拠(実績等)が明示されている場合に優位に評価する。				
	評価テーマ2	的確性	◎ 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	—	—	—	25
			◎ 着眼点、問題点等が適切かつ論理的に整理されている場合に優位に評価する。				
		実現性	◎ 着眼点、問題点等に対する解決方法等の具体的な記述があり、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。				
			◎ 提案内容を裏付ける根拠(実績等)が明示されている場合に優位に評価する。				

※実施方針・評価テーマの評価は、評価の着眼点毎に6段階評価を基本とする。

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「—」:原則設定しない

注)・実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は、A4用紙 1枚以内とする。

- ・評価テーマに対する技術提案の記述量は、提案内容を裏付ける根拠(実績等)に関する記述も含めて、1テーマにつきA4用紙 1枚以内とする。
- ・文字サイズは10ポイント以上とし、文字数は55字/行以内、行数は60行以内とする。
また、上下左右の余白は15mm以上とする。

【実施方針確認型】

評価項目	評価の着眼点		配点
		判断基準	実施方針確認型 1:1
実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度	◎ 業務の実施方針の記述について、当該業務の目的、検討条件、実施内容の妥当性が確認出来る場合に評価する。	30
	実施手順	◎ 業務の実施手順を示す実施フローの妥当性が確認出来る場合に評価する。	10
		◎ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が確認出来る場合に評価する。	10

「◎」:原則設定 「○」:必要に応じて設定 「-」:原則設定しない

注)・実施方針・実施フロー・工程表の記述量は、A4用紙 1枚以内とする。

- ・文字サイズは10ポイント以上とし、文字数は55字／行以内、行数は60行以内とする。
- また、上下左右の余白は15mm以上とする。

(3) その他の留意事項

1) 地域要件の設定について

測量、現地調査・作業等を伴う業務においては、これらを円滑に実施できることが品質確保の面から重要であることから、地域精通度を評価する。

2) ヒアリングについて

ヒアリングは単独の評価項目としないが、ヒアリングにおいて説明が曖昧又は説明がない場合は、該当する「評価の着目点」を評価しないこととする等、技術提案内容の確認結果を「実施方針等」及び「評価テーマ」の評価に反映させる。

なお、簡易型及び実施方針確認型については、ヒアリングを省略する。また、標準型（1：2）においても業務内容に応じて（定型的な要素が多い業務、マニュアルに沿った業務、現場条件が特殊でない業務等）、ヒアリングの省略を可とする。

また、技術提案書提出者側の出席者は、配置予定管理技術者又は技術指導者とし、発注者側の出席者は、担当課長等の3名以上とする。

3) 配置予定技術者の評価について

40歳未満の若手技術者を配置予定管理技術者として配置し、配置予定管理技術者を定期的に指導するための技術指導者を配置する場合は、技術者の経験及び能力（資格、業務実績、業務成績及び表彰等実績、地域精通度、手持ち業務金額及び件数）は全て技術指導者の実績等を評価する。

4) 一般競争型への移行について

従来「簡易公募型総合評価落札方式」で実施していた業務は、原則、参加者の選定を行わない「一般競争型総合評価落札方式」で実施する。

ただし、参加者数が10社を超えると想定される業務は、「簡易公募型総合評価落札方式」で実施しても良い。

8. 設計共同体について

設計共同体については、公募型、簡易公募型、簡易公募型（拡大型）及び一般競争型におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式に参加可とする。

○設計共同体の評価について

設計共同体の参加表明者における代表者、構成員の評価の考え方は以下のとおりとする。なお、技術者評価については単体企業と同様、管理技術者又は技術指導者を評価する。

評価の着眼点		参加資格		選定項目		特定項目・評価項目		評価方法
		代表者	構成員	代表者	構成員	代表者	構成員	
技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	—	—	◎	—	—	—	代表者の建設コンサルタント登録等の有無を評価する。
成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎	◎	◎	—	—	—	・代表者の同種又は類似業務等実績を評価（代表者に同種・類似等実績が無い場合は非選定） ・その他構成員については、設計共同体申請時に記載された「分担業務」の実績を参加要件として設定する（評価項目とはしない）
	地域貢献度（災害協定等の締結及び活動実績、訓練実績）	—	—	○	○	—	—	代表者又は構成員のいずれか1者が、災害協定等の締結又は活動実績、訓練実績があれば評価（加点）する。
	過去3年間の業務成績	—	—	◎	◎	—	—	各構成員の評価の平均とする。
	過去3年間の業務の優良業務表彰の有無	—	—	◎	◎	—	—	各構成員の評価の平均とする。
実施体制（業務の分担）		◎	◎	◎	◎	—	—	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・設計共同体により業務を実施する際に、下記に該当する場合 1)業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、又は一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 2)代表者以外の者が管理技術者を配置している場合。 3)各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できていない場合。

「◎」：原則設定 「○」：必要に応じて設定 「—」：原則設定しない

9. 企業に対する加点措置について

(1) 賃上げを実施する企業に対する加点措置の導入

- ・令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達を対象とする。
- ・事業年度又は暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点を行う（加点割合は技術点の5%以上）
※プロポーザル方式、企画競争方式は対象外

評価	評価基準	加算点
A	給与等受給者一人当たりの平均受給額：【大企業の場合】3% 給与総額：【中小企業の場合】1.5%	6~4点
—	賃上げ計画の表明なし	0点

※実施確認については、加点を受けた企業に対して事業年度又は暦年の修了後に決算等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点する。

(2) ワーク・ライフ・バランス（WLB）等を推進する企業等に対する加点措置の導入

- ・令和7年10月1日以降に公告する、原則、全ての業務（測量・調査、建設コンサルタント等）を対象とする。
- ・ワーク・ライフ・バランス（WLB）等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業の入札参加者を、入札段階又は特定段階で加点措置の評価を行う。
- ・総合評価落札方式及びプロポーザル方式における評価基準は以下のとおり。

評価	評価基準	加算点
A	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定 （プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・次世代法に基づく認定 （プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）※3	0.5点
—	・該当なし	0.0点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。）をいう。

- ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。なお、くるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準、平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準、平成29年3月31日までの基準のいずれも対象。トライくるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準のいずれも対象。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

（3） 賃上げ加点・減点、WLB 加点の配点

総合評価落札方式	技術評価の配点合計 (賃上げ表明企業、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の加点を除く)	賃上げ表明 企業の加点	ワーク・ライフ・バランス等を 推進する企業の加点	技術評価の配点合計	賃上げ 減点
測量・調査	100	6	0.5	106.5	7
建設コンサルタント等業務					

プロポーザル方式	技術評価の配点合計 (賃上げ表明企業、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の加点を除く)	ワーク・ライフ・バランス等を 推進する企業の加点	技術評価の配点合計
測量・調査	100	0.5	100.5
建設コンサルタント等業務			

10. 履行体制確認型総合評価落札方式について

(1) 履行体制確認型の導入

履行体制確認型総合評価落札方式は、品質確保対策として実施するもので、入札説明書等に記載された要求要件を確実に履行できるかどうかを審査するものである。

なお、対象業務は「技術提案の履行確実性」を評価する旨を手続き開始の公示及び入札説明書に明記する。

(2) 履行確実性の摘要拡大

総合評価落札方式による履行確実性の評価について、予定価格200万円以上とし、1,000万円以下の業務にも適用可とする。

品質確保の観点から、九州地方整備局（港湾空港部）が定める価格「品質確保基準価格」を設定し、その価格を下回った場合に試行する。

品質確保基準価格の算出方法は、予定価格1,000万円を超える場合において設定する調査基準価格の算出方法に準じるものとする。

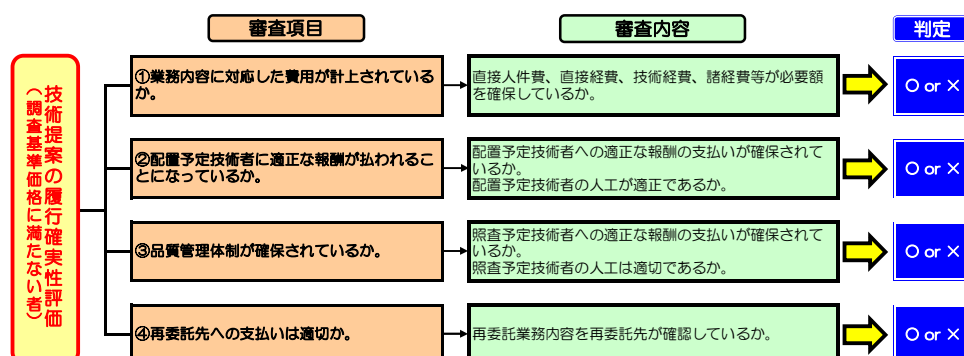
(3) 履行確実性の審査と評価

技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、原則として、予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格に満たない価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに追加資料を求め、ヒアリング等による審査を行う。

- 1) 申込みに係る価格が調査基準価格に満たない入札参加者に対しては、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、(図8-1)の①～④の審査項目に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、(表8-1)の「○とした項目数」の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度(α)を付与する。

※1,000万円以下の業務の場合、調査基準価格を「品質確保基準価格」に読み替える。

(図8-1)



(表 8－1)

「○とした項目数	評価	履行確実性度(α)
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

- 2) 申込みに係る価格が調査基準価格以上の入札参加者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされないこととなる恐れがないことから、技術提案の確実な履行がなされないと認める具体的な事情がない限り、履行確実性の評価を「A」とし、履行確実性度(α)を「1.0」として評価する。

(4) 追加資料の様式

追加資料については、(表 8－2) のとおり。

なお、提出期限までに資料を提出しない、ヒアリングに応じない等の場合は、当該業者の入札を無効とすることがある。

(表 8－2)

		【凡例】	
		○ 低入札価格調査で用いる様式	
		◎ 履行確実性の評価において上記に追加して求める様式	
様式番号	名称	低入札価格調査に用いる様式	「履行確実性」の評価に用いる様式
様式 1	当該価格により入札した理由	○	○
様式 2	入札価格の内訳書	○	○
様式 2	入札価格の内訳書の明細書	○	○
様式 2－1	一般管理費等内訳書	—	◎
様式 3	当該業務の履行体制	○	○
様式 4	手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	○	○
様式 4－1	手持ち業務の人工	—	◎
様式 5	配置予定技術者名簿	○	○
様式 5－1	直接人件費内訳書	—	◎
様式 6	手持ち機械等の状況（測量業務・地質調査業務に限る）	○	○
様式 7	過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者	○	○
—	再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）	—	◎
—	過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し	—	◎
—	その他ヒアリング時において入札者が明確な説明・証明を行うために必要と判断する資料（任意）	—	◎

(5) 技術評価点の算出

履行確実性評価後の技術評価点については、以下の算出式による。

$$\begin{aligned} \text{「技術評価点」} = & (\text{配置予定技術者の経験・能力※1}) + \\ & (\text{履行確実性評価前の技術提案評価点※2}) \times \alpha (\text{履行確実性度}) + \\ & (\text{賃上げの実施に関する評価※3}) + (\text{WLB等の推進に関する評価※4}) \end{aligned}$$

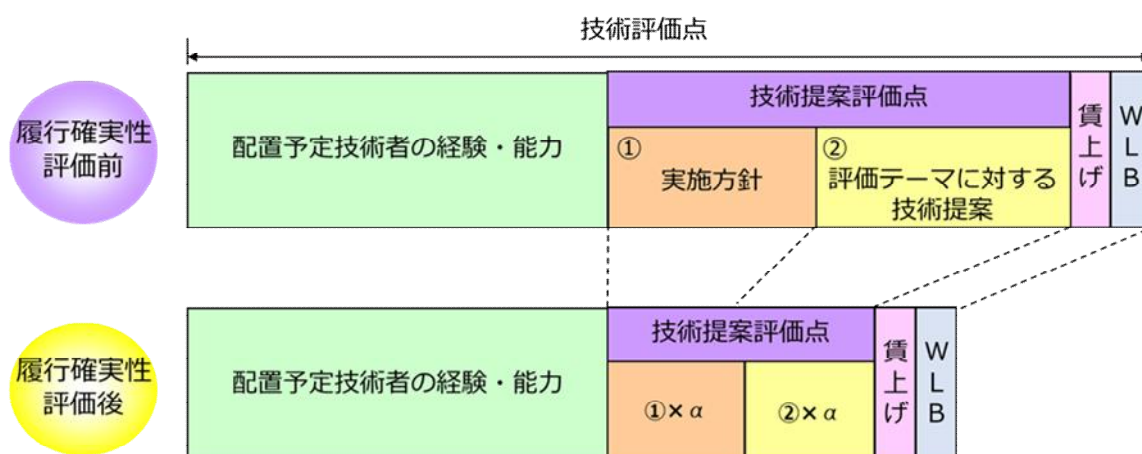
※1「配置予定技術者の経験・能力」とは、配置予定技術者の資格・業務実績、成績、表彰等

※2「技術提案評価点」とは、(当該業務に対する)実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられる評価点

※3「賃上げの実施に関する評価」とは、前項9.(1)賃上げを実施する企業に対する加点措置

※4「WLB等の推進に関する評価」とは、前項9.(2)WLB等を推進する企業に対する加点措置

～算出イメージ図～



11. 総合評価落札方式における落札者決定方法について

(1) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は加算方式とする。

(2) 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

1) 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は 60 点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ 20 点、30 点、60 点の何れかで決定する。以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点を示す。

1 : 1 の場合	価格評価点 (60 点) : 技術評価点 (60 点)
1 : 2 の場合	価格評価点 (30 点) : 技術評価点 (60 点)
1 : 3 の場合	価格評価点 (20 点) : 技術評価点 (60 点)

①価格評価点の算出方法（算出例）

価格評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

〔算出例〕 価格評価点：技術評価点の配点割合 1 : 2、

入札価格 9,500,000 円、予定価格 10,000,000 円のケース

$$\begin{aligned} \cdot \text{価格評価点} &= 30 \text{ 点} \times (1 - 9,500,000 / 10,000,000) \\ &= 1.5 \text{ 点} \end{aligned}$$

②技術評価点の算出方法（算出例）

技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計点}(\ast 2)}{\text{技術評価の配点合計点}(\ast 1)}$$

※1 「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2 「技術評価の得点合計」とは各企業の技術評価ウェートに対する得点の総計

〔算出例〕 技術評価の配点合計 106.5 点、技術評価の得点合計 86.5 点のケース

$$\begin{aligned} \cdot \text{技術評価点} &= 60 \text{ 点} \times (86.5 / 106.5) \\ &= 48.7323 \text{ 点} \end{aligned}$$

③履行体制確認型の場合の技術評価点の算出方法（算出例）

履行体制確認型の技術評価点は下記の計算式により算出する。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times \frac{\text{履行体制確認型の技術評価の得点合計点(※2)}}{\text{技術評価の配点合計点(※1)}}$$

※1「技術評価の配点合計」とは、入札説明書で示す技術評価ウェートの総計

※2「履行体制確認型の技術評価の得点合計」とは以下のとおり

履行体制確認型の技術評価の得点合計

- =（配置予定技術者の経験・能力に係る得点）
- +（技術提案評価点に係る得点）×（履行確実性度： α ）
- +（賃上げの実施に関する評価）+（WLB等の推進に関する評価）

〔算出例〕

配置予定技術者の経験・能力が25点、実施方針が23点、評価テーマが32点、履行確実性度 $\alpha=0.75$ （履行確実性の評価「B」の場合）、賃上げ加点が6点、WLB加点が0.5点、技術評価の配点合計106.5点のケース

- ・ 配置予定技術者の経験・能力に係る得点 = 25 点
- ・ 技術提案評価点に係る得点 = 23 点 + 32 点 = 55 点
- ・ 履行確実性度 = 0.75 (α)
- ・ 賃上げの実施に関する評価 = 6 点
- ・ WLB等の推進に関する評価 = 0.5 点
- ・ 技術評価の配点合計 = 106.5 点

- ・ 履行体制確認型の技術評価の得点合計
= 25 点 + 55 点 $\times$ 0.75 + 6 点 + 0.5 点 = 72.75 点

- ・ 技術評価点 = 60 点 $\times$ (72.75/106.5)
= 40.9859 点

12. その他の留意事項

(1) プロポーザル方式及び総合評価落札方式における評価内容の担保方法

①技術提案履行計画書における明記

落札者は、技術提案の内容に基づき技術提案履行計画書を作成し、その内容を適切に履行するものとする。(プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型))

総合評価落札方式(簡易型)の場合は、技術提案内容を業務計画書に反映し、その内容を適切に履行するものとする。

技術提案履行計画書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容ととらえて加点を行わなかった内容も含める。

②評価内容の担保

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減じる等の措置を行う。

(2) 中立かつ公平な審査・評価の確保

1) 第三者委員会による審議について

プロポーザル方式及び総合評価落札方式及び役務等の企画競争の全ての個別業務の「技術提案書の評価」について、総合評価技術委員会(小委員会)の審議に諮る。

(3) 情報公開

技術提案提出者や入札者の提示した技術評価点について、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

1) プロポーザル方式

プロポーザル方式を適用した業務においては、契約後速やかに以下の事項を公表する。

①特定した業者名

②各業者の技術評価点

「配置予定技術者の資格及び実績等」、「配置予定技術者の成績及び表彰等」、「実施方針」、「特定テーマ」、「WLB 加点」の5項目、それぞれの小計及び合計点を公表

2) 総合評価落札方式(標準型、簡易型及び実施方針確認型、チャレンジ型)

総合評価落札方式を適用した業務においては、契約後速やかに以下の事項を公表する。

①落札した業者名

②各業者の入札価格

③各業者の価格評価点

④各業者の技術評価点(※)

⑤各業者の評価値

(※) 標準型の場合は、「配置予定技術者の資格及び実績等」、「配置予定技術者の成績及び表彰等」、「実施方針」、「評価テーマ」、「賃上げ加点」、「WLB 加点」、「履行確実性度」の7項目、簡易型及び実施方針確認型の場合は、標準型の7項目から「評価テーマ」を除く6項目、チャレンジ型の場合

は、「配置予定技術者の資格及び専任性（または専任性に代わり実績等）」に加え、「実施方針」、「賃上げ加点」、「WLB 加点」、「履行確実性度」の5項目、それぞれの小計及び合計点を公表。

（４）技術者のワークライフバランスへの配慮

１）育児休業等を考慮した評価対象期間の設定について

技術者の能力等の審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査対象に加えるものとする。

２）技術者の変更について

参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めないこと。また、参加表明書に記載した予定技術者は原則として変更できない。但し、契約後、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の理由により変更を行う場合には、同等以上（※）の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

※出産、育児、介護に伴う管理技術者の変更に限り、同等以上の要件を、変更前の管理技術者の評価項目の評価合計点の50%以上の点数となる者に緩和している。

◆国土交通省登録技術者資格（港湾施設、港湾、空港施設、空港、海岸）

施設分野	業務	資格の名称
港湾施設	計画策定（維持管理）、点検・診断	海洋・港湾構造物維持管理士
		R C C M（港湾及び空港）
港湾施設	設計（維持管理）	海洋・港湾構造物維持管理士
		海洋・港湾構造物設計士
		R C C M（港湾及び空港）
港湾	設計	海洋・港湾構造物設計士
		R C C M（港湾及び空港）
港湾	計画・調査（全般）	港湾海洋調査士（総合部門）
		R C C M（港湾及び空港）
港湾	計画・調査（深浅測量・水路測量）	1級水路測量技術（沿岸）
		1級水路測量技術（港湾）
		港湾海洋調査士（深浅測量）
港湾	計画・調査（磁気探査）、計画・調査（潜水探査）	港湾海洋調査士（危険物探査）
港湾	計画・調査（海洋地質・土質調査）	港湾海洋調査士（土質・地質調査）
港湾	計画・調査（海洋環境調査）	港湾海洋調査士（環境調査）
港湾	計画・調査（気象・海象調査）	港湾海洋調査士（気象・海象調査）
空港施設	点検・診断	空港土木施設点検評価技師
空港	計画・調査・設計	R C C M（港湾及び空港）
海岸	計画・調査・設計	R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋）
		上級土木技術者（流域・都市）コース A
		上級土木技術者（海岸・海洋）コース B
		1 級土木技術者（流域・都市）コース A
		1 級土木技術者（海岸・海洋）コース B
		海洋・港湾構造物設計士
海岸	調査	R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋）
		上級土木技術者（流域・都市）コース A
		上級土木技術者（海岸・海洋）コース B
		1 級土木技術者（流域・都市）コース A
		1 級土木技術者（海岸・海洋）コース B
		港湾海洋調査士（深浅測量）
		港湾海洋調査士（危険物探査）
		港湾海洋調査士（気象・海象調査）
		港湾海洋調査士（土質・地質調査）
		港湾海洋調査士（環境調査）

※国土交通省HP公表資料（令和7年2月14日時点）より抜粋

更 新 履 歴

公表年月日	更新内容及び更新箇所	適用年月日
R7.3.28 (R7.7.3 一部修正)	・ 令和 7 年度版公表	R7.4.1
R7.9.30	・ 「ワーク・ライフ・バランス（WLB）等を推進する企業に対する 加点措置」について追記 ※R7.10.1 以降公告の全業務（総合評価落札方式及びプロポーザル方式）が 適用対象。P.23～P.24 に内容詳述。その他関連するページも加筆修正。	R7.10.1